令和2年度(第30回)「福井県まごころ基金助成事業」実施要領



1 助成の目的

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が、県内において、 民間の福祉団体等が実施する自発的な事業活動への資金的援助を通じ、民間による福祉活動の開発、普及、定着を助長し、もって社会福祉の発展を図ることを目的とします。

2 助成対象事業・対象団体

(1) 助成対象事業

この助成事業により対象とする事業は、福井県内において本年度中(本年4月1日から翌年3月31日まで)に「(2)助成対象団体」が行う、年齢・性別や障がいの有無を超えてすべての県民が互いに支えあいながら共生する社会の実現を目指す事業とします。以下のとおり事業のおもな対象者の区分を設けますので、いずれかの区分により申請してください。

【対象区分】

- ① 子ども(高校生以下)の福祉向上を通じた取組 子どもの居場所づくり、子ども食堂の拡充に関する事業など
- ② **高齢者の福祉向上を通じた取組** 認知症高齢者の自立支援・理解促進に関する事業など
- ④ 地域全体の福祉向上を通じた取組

新たな繋がりをつくり、地域と一体となって実施する地域コミュニティの再生や活性 化に関する事業など

※ 今期の募集においては、次に該当する事業に重点を置いて採択します。

地域課題の解決・緩和にむけた自主的な地域の居場所づくり等、地域共生社会の具現 化に取り組む事業

- ※ 本助成事業では、以下のような事業を優先します。
 - ① 先駆的・開拓的な事業、社会への波及(拡がり) および成果が期待できる事業
 - ② 一過性の活動ではなく、その後も継続性・発展性のある事業
 - ③ 財源確保等、当該団体自身が努力している事業
- (2) 助成対象団体

次のすべての要件を満たす福井県内の団体を対象とします。

- ① ボランティアグループ、市民活動団体等であり、次の各号に適合することとします。 (活動年数は問いません。)
 - ア 一定の規約(会則等)を有し、代表者が明らかなこと
 - イ 会計処理が明確であること
- ② 団体の設立目的や活動内容が、政治的または、宗教的もしくは、思想的な偏りがない、またはその恐れがないこと。

- ③ 反社会的勢力または反社会勢力と密接な交友関係を有する団体でない、またはその恐れがないこと。
- ④ 申請事業が本年度中に、国、地方公共団体または他団体等からの補助金や助成金、委託を受けていないこと、または受ける見込みのないこと。
- ⑤ 平成29年度以降、本助成事業による助成を受けていないこと。
- ※ 法人格を有する団体は、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人および一般 財団法人のみ対象とします。
- ※ 本事業による助成決定後であっても、上記の要件のいずれか一つでも満たさないことが明らかとなった場合には、当該決定を取り消させていただくことがあります。

3 助成対象(事業実施)期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(単年度事業のみ)

4 助成金額

1団体あたり 20万円以内(助成総額200万円以内)

5 助成対象経費

助成金のおもな対象経費は、以下のとおりとします。ただし、申請事業における助成の必要性等を勘案し、対象外とする場合もあります。

(1) 助成対象経費

謝金、旅費、消耗品費(1品3万円未満(税込み))、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、備品購入費(備品購入等にかかる総費用の75%を上限とし、パソコン本体の購入の場合は10万円を上限)とします。

- (2) 助成対象とならない経費
 - ① 申請事業の運営上、日常的にかかる事務的な費用(人件費、消耗品費、通信運搬費、 賃借料、光熱費等)
 - ② 申請団体の構成員への報酬、謝金、賃金、手当その他これらに類する費用
 - ③ 食糧費および会議、打ち合わせの飲食その他これらに類する費用
 - ④ 備品・機材等の購入のみを目的とした事業にかかる費用
 - ⑤ 申請団体の構成員や関係者のみを対象とする研修や大会、レクリエーションのため の旅行等その他これらに類する費用

6 申請方法

所定の「助成申請書」に必要事項を記入・押印の上、下記の添付書類を添えて、期日までに申し込んでください。

- 【 添付資料 (いずれも書式は問いません。コピーも可。)】
- ① 団体の定款または規約、会則等
- ② 団体の会員および役員の名簿
- ③ 今年度の申請団体の事業計画および予算資料
- ④ 申請事業に「備品購入」が含まれる場合は、当該物品のカタログ、見積書
- ⑤ その他、対象事業に関連する資料等

- ※ ご提出いただいた助成申請書、添付書類は、採否にかかわらず返却できませんので、 予めご了承願います。なお、選考に際して事務局から照会することもありますので、 助成申請書等の写しを必ずお手元に保管してください。
- ※ 助成申請書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。
- ※ 助成申請書、添付書類は郵送または持参によりご提出いただきますが、提出時に併せて助成申請書のワードデータをメールしていただきますようお願いします。

7 申込締め切り日

令和2年5月29日(金)必着【当日消印有効】

※ 締め切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

8 助成の決定および助成金の交付

- (1)本会に設置する審査会での結果を踏まえ、助成する団体および金額を決定した後、 採否に関わらず申請のあったすべての団体にその結果を書面により通知します。 ※ 採否の理由に関する問い合わせには応じかねますので予めご了承ください。
- (2) 助成金の交付が決定した団体(代表者)は、7月に開催する助成交付式(別途通知) に必ず出席していただきます。また、助成が決定した団体や対象事業の名称等を、本 会が発行する広報誌やホームページのほか、報道機関を通じて公表します。
- (3) 助成金は、交付式後、本会による所定の手続きが完了した後に交付します。(8月下旬予定)

9 その他

- (1)審査するにあたり、助成申請団体から提出された書類以外に必要な書類等の提出を求める場合があります。
- (2) 助成金の交付決定にあたり、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合には、助成決定を取り消すことがあります。
- (4) 助成対象事業については、事業が完了した日から起算して1か月以内または4月5日のいずれか早い日までに所定の様式による完了事業報告書等の提出が必要となります。
- (5) 事業実施期間(当該年度内)に助成対象事業を中止または不当に変更・縮小した場合や、正当な理由なく完了事業報告書を所定期限内に提出しない場合は、助成金の全額または一部を返還していただきます。

10 個人情報について

助成申請書および関係書類に記載されている個人情報については、本助成事業の運営・管理および付帯する業務に必要な範囲内で適正に利用します。

11 問い合わせ・申込先

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 総務企画課「福井県まごころ基金助成事業」係 〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号

TEL: 0776-24-2339 FAX: 0776-24-8941 E-mail somu@f-shakyo.or.jp ホームページ http://www.f-shakyo.or.jp/